

■ 令和2年度 第1回 新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会

日 時：令和2年12月3日（木）午前9時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2階 新潟労働基準監督署会議室

（事務局）

ただいまから令和2年度第1回新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会を開会いたします。部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行を務めさせていただきます。

私は、賃金室長補佐の倉茂です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、労働者代表委員の小林委員、使用者代表委員の津島委員が欠席しておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定により、本専門部会は成立しております。

それでは、はじめに労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

（労働基準部長）

労働基準部長の熊谷でございます。各委員の皆様方には、業務ご多忙の中、専門部会委員をお引き受けいただきまして大変ありがとうございます。本日、専門部会の審議をお願いすることになりますのでよろしくお願いたします。

新潟県の地域別最低賃金につきましては、すでに10月1日に発効しているところではありますが、地域別最低賃金等が、すべての労働者の賃金の最低限度を保障するセーフティネットとして行政機関に決定を義務付けるのに対しまして、今回ご審議いただきます特定最低賃金は、関係労使のイニシアチブの発揮により設定されたものとなっております。関係労使の申出を受けた行政機関が最低賃金審議会のご意見をお聞きして、労使それぞれのお考えで決定していただき、地方最低賃金審議会はそれを取りまとめる役割という位置づけになっております。

労使それぞれのご主張があらうかと思いますが、それぞれのお立場でご議論をお願いいたしまして、できましたら全会一致により結審いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（事務局）

本日は、最初の部会でもあり、各委員の皆様のご紹介をさせていただくべきところですが、時間も限られておりますので、お配りしてあります資料No.1の委員名簿と机の名札を以ってご確認いただくことで、ご紹介に代えさせていただきたいと思っております。

それでは、議事次第3（1）部会長および部会長代理の選出をお願いします。

なお、最低賃金法第 24 条第 2 項および同法第 25 条第 4 項により、公益代表委員の中から選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(佐藤委員)

それでは、私からご推薦を申し上げます。部会長には二岸委員、部会長代理には木南委員をお願いしたいと思っています。

(「異議なし」の声)

(事務局)

ただいま佐藤委員から、部会長に二岸委員を、部会長代理に木南委員を推薦するのご発言がありました。異議なしのご発言がありましたので、部会長は二岸委員、部会長代理は木南委員をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、部会長をお願いします。

(部会長)

今、部会長に選任されました二岸です。時間も限られていますので、直ちに議事に入りたいと思います。最初に、本日および今後の専門部会の審議、議事録の公開に関してですが、7月8日に開催された、第1回新潟地方最低賃金審議会におきまして、専門部会につきましては、本年度は非公開とするという方針が決定されております。したがって、本日の会議については非公開となっております。

まず、議題(2)の専門部会の運営規程について審議いたします。事務局より説明をお願いします。

(室長)

私から、規程についてお話をさせていただきます。賃金室長の井上でございます。

特定最低賃金専門部会運営規程についてです。資料No.2の運営規程をご覧ください。本規程は、平成20年から施行されており、平成26年に一部改正されております。ポイントのみ説明させていただきます。

第5条をご覧ください。会議は、原則公開となっております。本省からも、実は昨年来から何回か指示がありまして、今回についても、専門部会では金額審議を行うため、第5条、但し書きに該当するということで、7月8日の第1回の本審で非公開とすることが決められております。

また、第7条では、専門部会の議決を行ったときは新潟地方最低賃金審議会に報告するものとされております。これに関連して、皆様にご承知おきいただきたい点がございます。最低賃金の決定要覧をお持ちの方があれば、161ページの中頃の最低賃金審議会令の第6条第5項をご覧ください。審議会は予め、その議決をするところにより最低賃金専門部会の決

議をもって、審議会の決議とすることができるとの規定がございます。これは、一定の形式要件を満たす専門部会の結論が出た場合には、改めて本審で審議することなく、専門部会の結論、そのまま本審の結論とするということでもあります。

また、予めその議決をするところによるという点につきまして、これについて、7月8日に開催されました第1回の本審におきましても、専門部会が全会一致で結審したときには、その議決をもって、審議会の決議、すなわち答申すること。予め、議決しております。よって、本専門部会で全会一致により議決した場合に関して、審議会の結論として決定されるということになります。

また、特定最低賃金につきましては、過去から全会一致での決議をいただいておりますし、特定最賃の趣旨からも、全会一致での結審に向けてご審議いただくようお願いしたいと思います。

なお、本来であれば、それぞれの部会ごとに規程を設けるべきところでございますが、新潟におきましては、従来から共通の規程に基づきまして、三つの委員会の運営をしております。ご了解お願いいたします。

また、議事録に関しては、今年度も、運営規程の第6条第1項の規定に基づき作成したいと思います。議事録の作成にあたりましては、公労使の代表委員からそれぞれ1名ずつ署名人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、本審は、昨年から議事録をホームページに掲載しております。専門部会も、いろいろ本省からも指示がありまして、ホームページに掲載したいと考えております。

以上、特定最低賃金専門部会の運営規程について、説明させていただきました。ご検討お願いいたします。

(部会長)

ただいま説明がありました運営規程について、何かご質問やご意見等ありますか。

(「ありません」の声)

それでは、以後、この規程に基づいて、会議を非公開として運営してまいります。

今もお話ありましたが、この会議における議事録は、特定最低賃金専門部会運営規程第6条第1項の規定に基づき作成することといたしますので、この部会の終わりに、議事録の署名人を労使双方から指名させていただきます。

次に、議題(3)特定最低賃金に係る審議に移ります。最初に、配付資料について、事務局、説明をお願いします。

(室長)

私から、資料を説明いたします。経済情勢等に関するもの。新潟県の特定最賃の現状につ

いて、簡単に説明させていただきます。

机上配付の封筒の中に報告書が入っております。今回、この専門部会は、第1回を設けるにあたり、いろいろな小委員会を重ねてまいりました。今回、各種商品小売業の最低賃金については、改正の必要性の審議を五、六回重ねた結果、報告書7ページ、4、結論で2の付帯決議、これをもって、10月27日の審議会に報告し、全会一致という形となり、本日の金額審議となりました。

この小委員会でも、本日の資料を提出させていただきました。ただ、委員の方も変わっておりますので、再度、私から簡略して説明させていただきます。

資料No.3、新潟県の経済情勢をご覧ください。これは、新潟県の経済情勢に関する各調査機関による、直近の分析結果の基調判断をまとめたものでございます。要約しますと、総じて、県内経済は、前月よりも少しずつ回復基調にあるものの、新型コロナウイルスの感染症の影響により、一部持ち直しの状況が見られる。ただ、依然として極めて厳しい状態にあると思われまます。

続きまして、資料No.4になります。これについては、当局で報道発表をしております。これについては10月30日になりますが、昨日は出ております。これについては令和2年、これが9月分の統計となります。まず、1ページ目になりますが、9月に関しては、有効求人倍率が1.18倍、10月1日にプレスリリースしたのは、10月の1.17倍ということで、雇用情勢における基調判断は、引き続き新型コロナウイルス感染症が県内の雇用に与える影響に十分に注意する必要があるということとしております。

資料No.5になります。これについては、資料No.3と一部重複しておりますが、11月4日に日銀新潟支店が発表した金融動向です。この資料の4ページの個人消費の2行目となりますが、2020年9月の百貨店、スーパーの販売額は前年を下回った。食料品は顕著に推移しましたが、衣料品は弱めの動きと記載されております。同じ4ページの中程には、百貨店、スーパーのグラフが掲載されております。

続きまして、資料No.6になります。これが、新潟県の統計課が10月21日に発表した新潟県鉱工業指数の資料となります。こちらについては、参考までに付けさせていただきました。

資料No.7になります。最近の新潟県内の経済情勢です。これも資料No.3とかぶっているところはありますが、2枚目の上の総括になりますが、10月は新型コロナウイルス感染症の影響が続いているものの、一部に持ち直しの動きが見られる。今年以下は、のちほどご覧いただければと思います。

次に、議題3のイの新潟県の特定最低賃金の現状についてお話いたします。資料No.8、新潟県における最低賃金の推移をご覧ください。平成20年以降、地域別最低賃金と特定最低

賃金の推移を示しております。ここ最近の県最賃と特定最賃の引き上げ額の推移を見てみますと、平成 29 年が 25 円引き上げで、各種 10 円、平成 30 年が 25 円で、各種が 14 円、平成元年度が 27 円に対して、各種が 18 円。

今年度は、県最低賃金は 1 円で引き分けとなっており、直近では平成 21 年の 0 円に次ぐ金額となっております。この 0 円については、前年のリーマンショックの影響もありまして、当時は、新潟県に関していえば、最低賃金に関していえば生活保護が下回っていた都道府県が多くて、幸いにも新潟県に関しては上回っていたので、目安を示さないという形の目安になっておりました。

続いて、資料No.9、各種商品小売業に特化した推移となっております。

続きまして、資料No.10、特定最低賃金制度の概要をご覧ください。特定最低賃金の基本的な考え方。そこには、特定の産業の関係労使が労働条件の向上、または事業の公正競争の確保の観点から、この産業の基幹的労働者について、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認める場合に、その労使の申し出により設定されるものとなっております。

次のページをご覧ください。特定最低賃金には、労働協約、公正競争、二つのケースがあります。それぞれ目的や改正要件が異なっております。労働協約ケースは、最低賃金に関する労働協約で合意を形成して申請する方式で、金額改正の場合、労使の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意が必要となります。一方、公正競争は、事業の構成競争を確保する観点から、必要性を理由に申請する方式となります。金額改正の場合に対しては、労使の基幹的労働者概ね 3 分の 1 以上の合意が必要となります。本日の専門部会での審議は、各種商品小売業最低賃金について、公正競争ケースによる申出となります。

基幹的労働者の意義等について、要覧の 207 ページの中ほどに関して見ていただくと、ここの 3 があるかと思えます。ここに、基幹的労働者の意見について掲載されております。ここにありますように、一般的には当該産業の特有の、または主要な業務に従事する労働者ですが、最低賃金および規定の仕方については、3 の (2) にありますように、基幹的労働者の職種、業務を規定する方法、②基幹的労働者と見なされない労働者の職種、業務を規定する方法の二通りございます。

資料No.10 の 4 ページもご覧ください。上段の労働者数と、中ほどの適用労働者数を見ますと、この各種商品小売業の産業で働く労働者の、県内に 5,342 人おり、1、基幹的労働者は適用除外となる 365 人、これは資料の数字には記載されておりませんが、365 人を除くと 4,977 人いることを示しております。

続きまして、資料No.11。これについては、新潟県の賃金概況です。のちほどご覧ください。次に、全国の賃金改正状況について、資料の説明をいたします。資料No.12、これが主要統

計資料になっております。

続きまして、資料No.13、令和2年、賃金改定状況調査結果をご覧ください。この調査は、本年の6月1日現在における小規模事業所における賃金改定状況の調査をしたものです。昨年までは、県庁所在地と人口5万人未満の地方小都市に所在する常用30人未満の企業を対象に調査したものでしたが、2ページをご覧ください。今年から、調査方法も郵送プラスオンライン。区域も、都道府県の県内全域が対象と変更になりました。

次の3ページ目の第1表、産業別の賃金改定の実施状況を表した表になっております。なお、新潟はCランクに入っていますので、第1表を含む、これから説明しますCランクをご覧ください。次のページの第2表は、産業別に賃金を改定した事業所の改定率となっております。

その次のページ、第3表は、産業別に賃金を引き上げた事業所について、引き上げ率の分布を表した表となっております。

その次のページ、第4表①に関しては、産業別に一般労働者およびパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別で表したものです。縦の表示は、一番上が男女計、その内訳、男、女別のA、B、C、Dのランクとなっており、横の表示は調査対象別となっております。

その次のページ、第4表の②につきまして、同じく賃金上昇率ですが、これについては、一般労働者とパートタイム労働者を分けて表にしたものです。上は、一般労働者およびパートタイム労働者で、Cランクの賃金の上昇率は1.5パーセント、Cランクにおける一般労働者は1.3パーセント。パートタイム労働者の賃金の上昇率は2.3パーセント。昨年は、一般労働者が0.9パーセント、パートタイム労働者は1.8パーセント。一般労働者が0.4ポイント、パートタイム労働者は0.6ポイント上昇しているという形となっております。

そのあとの資料の参考1、2は、事業所をランクごとに分けて集計した表という形となっております。

最後の付表、これは労働者全体におけるパートタイム労働者の割合、2が男女別の労働者の比率、3が年間の平均所定労働日数を表したものとなっております。

続きまして、No.14を飛ばして、No.15になります。答申の公示日の最短での効力の発生年月日を表した表となっております。

資料No.17は、平成21年度から令和2年度の基礎調査結果の推移です。これについてはのちほど指導官から一通り説明していただきます。

資料No.18は、10月1日より適用される新潟県の最低賃金のリーフレットとパンフレットです。この後ろに業務改善助成金のパンフレットを付けさせていただきました。

以上、議題(3)のア、イに際しまして、配付資料の説明をさせていただきました。

(部会長)

ありがとうございました。ただいまの説明に関して、ご質問等ありますか。いいですか。
次に、最低賃金基礎調査結果の説明をお願いします。

(指導官)

賃金指導官をやっています赤塚と申します。よろしくをお願いします。

私から、資料No.16、令和2年度最低賃金に関する基礎調査結果について説明します。これについては、今年6月の賃金状況について、7月に調査を行った結果に基づきまして作成した資料です。説明についてですけれども、一番最後に、別紙をつけておりまして、最低賃金に関する基礎調査結果における統計用語の説明（各種商品）というものを付けさせていただきました。これを見て、中身と照合しながら見ていただいで確認をしてください。

それから、併せまして、資料No.17、最低賃金に関する基礎調査結果の推移ということで、平成21年度から令和2年度にかけての分を提示させていただきました。これは、平成21年度から平成28年度の表に加えて、裏になるのですけれども、平成29年から今年の令和2年度の調査結果についての分布状況について、載せさせていただきました。

注意していただきたいのが、先ほどの資料No.16の基礎調査結果を見ていただくと分かるのですが、階層別のものですけれども、特定最賃のところが大抵1円刻みになっているのですけれども、No.17に移し替えるときに階層の幅が縮まる関係で、平成23年度のところが680円の階層から1,500円までけっこう幅広いのに対して、だんだん最賃も上がっている関係で幅が短くなって、平成29年から令和2年度にかけて細かく載せることができずに、幅が狭くなっております。これについても今年、久しぶりにこの表を作ってみたのですが、今後また細かいものをお示しができるように表を改良していきたいと考えています。

(部会長)

ただいまの説明に関して、ご質問ありますか。ないでしょうか。

それでは、議題(3)エ 最低賃金額の改定審議に入ります。先ほど、賃金室長からの説明があり、検討小委員会でも審議をしたという経過もありますので、即、金額審議に入りたいと思います。まず、使用者側代表委員から、金額の提示をお願いします。

(佐藤委員)

今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、改定が困難な状況のため、各種商品小売業の最低賃金は、引き続き現行の842円とすべきだと考えております。

(部会長)

次に、労働者側代表委員から金額提示をお願いします。

(羽賀委員)

金額提示をさせていただきます。今年に関しましては2円とさせていただきます。2円の根拠と内訳としましては、1円は地域別最低賃金の1円の引き上げ幅に準ずるもの。そのプラス1円のところに関しましては、正社員労働者や、他の産業との格差の是正という観点から2円としました。

また、例年に比べて、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、新型コロナウイルス感染症の影響や、当該業種の業績の落ち込み等も懸念しての数値ということ。また、本日1回での検討、金額審議を原則とする話もございましたので、そのような金額とさせていただいた次第でございます。

(部会長)

分かりました。今、双方、一致にはいたっていませんので、これから個別折衝に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

個別折衝に入る前に、各側の意見をお伺いする順番としては、まず労働者側。その次に使用者側の順番にしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。では、一旦休憩に入りたいと思います。

事務局、控え室のご案内をお願いします。

(事務局)

本日の控え室のご案内をさせていただきます。労働者側委員は情報公開相談室、使用者側委員は3階審査室となります。

(休 憩)

(部会長)

それでは、再開します。

先ほど、使用者側からは、今年はコロナで、特に業界が厳しい経営状態だということをお話しまして、やはり0円ですというご意見がありました。労働者側はいかがでしょう。

(羽賀委員)

労働者側としましては、先ほどの個別折衝を通じまして、経営側の考え方公益側の皆さまのお考え等も聞かせていただいた上で、労働者側で検討したところ、今年に関しましてはコロナ禍という、特異な状況というところで、百貨店、総合スーパーに限らず、一部の小売りは堅調なところはありますが、世の中全体として非常に厳しい状況にあります。そのことに関しましては、労働者側としても同意するところではございますので、本来であれば、この

ような状況の中でも賃金の格差、是正等を含めて、賃金の引き上げを新潟として取り組みたいという思いはありますが、今ほど申し上げたような特異な状況の中というところもござい
ますので、経営側より提示された0円という金額に対して、労働者側も納得し、0円で回答
させていただきたいと思います。

(部会長)

ありがとうございます。それでは、金額については、引き続き842円とするということ
でよろしいですね。では、全会一致により「新潟県各種商品小売業最低賃金」を引き続き842
円とすることに決定いたします。

それでは、事務局、答申について説明をお願いします。

(室 長)

私からは、特定最賃の効力の説明について説明します。特定最低賃金の公示および発効に
つきましては、法第19条第2項に規定されております。本日、令和2年12月3日本専門部
会で答申をいただくことになりましたので、本日、異議の申出の公示を行い、意義の申出期
間15日間を空ける必要がござい
ます。申出期間は、令和2年12月18日までとなります。
例年、特定最低賃金の改正につきましての異議の申出はございませんので、申出期間の締切
後、842円の現行どおりという形になります。

事務局も、今回のような金額改定のないケースは経験がございませんが、先ほど申し上げ
たように、現行どおりとなる効力発生では、最終的には令和元年の12月31日から引き続き
という形になります。

(部会長)

ありがとうございます。今の事務局の説明について、意見やご質問などありますか。

(「ありません。」の声)

それでは、今年度は現行どおり、金額は改定しないといたします。

また、7月8日の第1回審議会において、専門部会で全会一致で決議した場合には、その
決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨議決されておりますので、この場で局長あて
に答申したいと思います。

では、事務局、専門部会報告文と答申文の準備をお願いします。

では、一旦休憩に入ります。

(休 憩)

(部会長)

それでは、事務局、答申文の読み上げをお願いします。

(指導官)

令和2年12月3日 新潟労働局長 阿部充殿

新潟地方最低賃金審議会 会長 永井雅人

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定について答申。

当審議会は令和2年10月27日付新労発基1027第3号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論に達したので答申する。記、新潟県各種商品小売業最低賃金を現行どおりとする。

(部会長)

では、その内容で答申することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声)

(労働基準部長)

ただいま、答申をいただきまして、どうも誠にありがとうございました。専門部会委員の皆さん方には、ご多忙中のところ、真摯かつ慎重にご審議をいただき深く感謝申し上げる次第でございます。今後は、この答申を受けまして、異議申出の公示などの諸手続きを経まして、新潟県各種商品小売業最低賃金が決定されるということになります。新潟労働局といたしましては、改正される特定最低賃金の周知と重視の徹底を図ってまいります。

本日は誠にありがとうございました。

(部会長)

皆様のご協力により、何とか全会一致で結審することができ、感謝申し上げます。それでは、本日は終了といたしますので、議事録の署名人を指名させていただきます。

労働者側からは羽賀委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、議事はすべて終了しましたので、事務局へお返しします。

(事務局)

以上をもちまして、令和2年度新潟県各種商品小売業最低賃金の審議はすべて終了しました。お疲れ様でした。